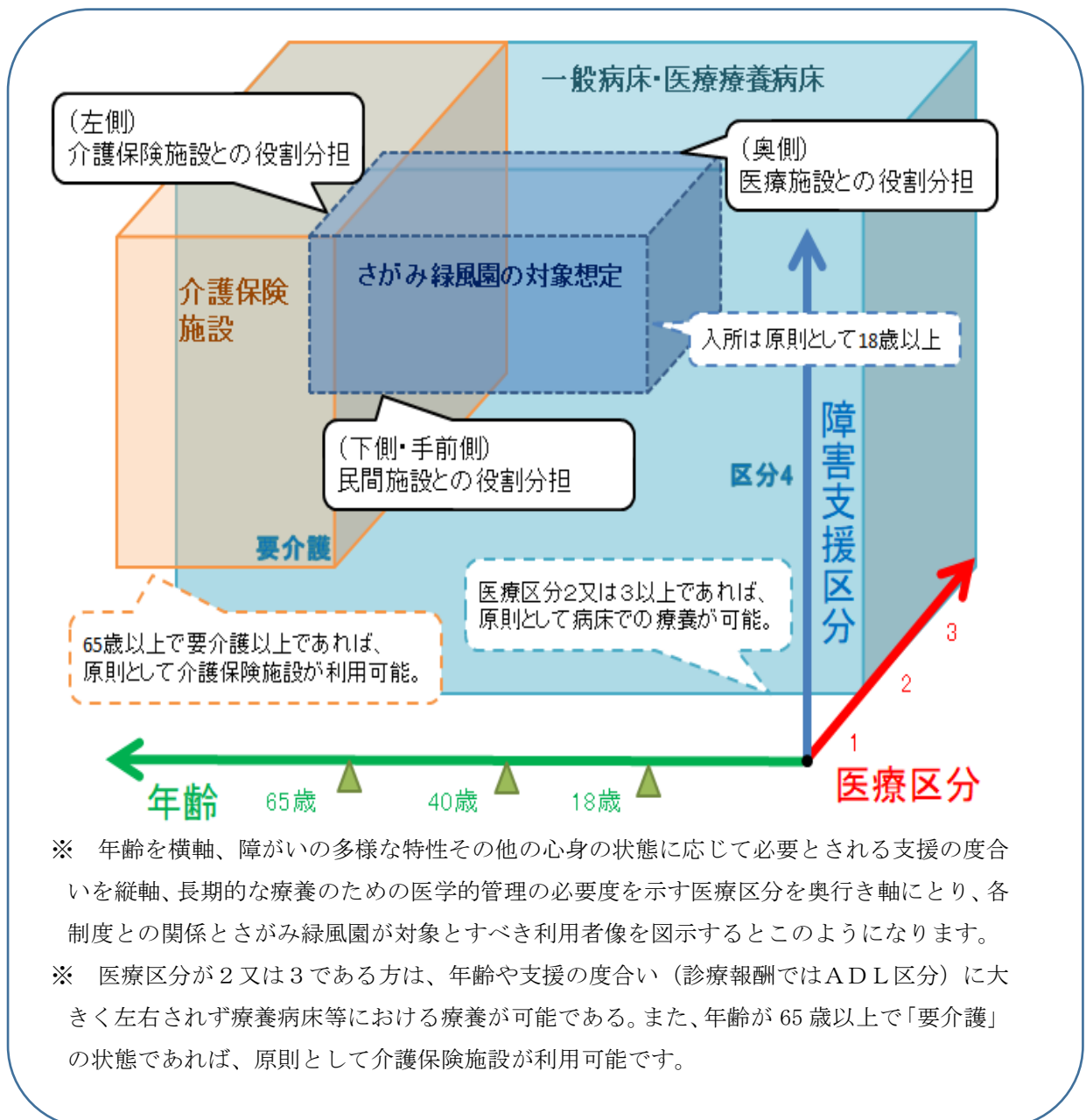


### さがみ緑風園の利用者像

高齢化については介護保険施設との役割分担を、医療的ケアについては病院（医療療養病床、特殊疾患病棟、障害者施設等病棟）との役割分担を図りつつ、夜間の看護体制が十分に確保できない民間施設では受入れが困難な、夜間の喀痰吸引等の一定の医療的ケアが必要な重度の障がい者に対応しています。

具体的には、障害支援区分が4以上の概ね65歳未満の方で、療養病床等では医療区分が概ね1又は2に該当すると想定される状態の方など、病院における一般病床や医療療養病床での療養より生活の質に重点を置いた支援を必要とする障がい者を利用対象としています。



※ 年齢を横軸、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを縦軸、長期的な療養のための医学的管理の必要度を示す医療区分を奥行き軸にとり、各制度との関係とさがみ緑風園が対象とすべき利用者像を図示するとこのようになります。

※ 医療区分が2又は3である方は、年齢や支援の度合い（診療報酬ではADL区分）に大きく左右されず療養病床等における療養が可能である。また、年齢が65歳以上で「要介護」の状態であれば、原則として介護保険施設が利用可能です。